

公募型プロポーザル方式実施要領

愛媛県立新居浜病院給食業務委託

愛媛県立新居浜病院

(新居浜市本郷3丁目1番1号)

公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

この要領は、患者給食サービスの向上及び経費の削減を図るため、愛媛県立新居浜病院における給食業務を外部委託することとし、その業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 発注者

愛媛県立新居浜病院 院長 堀内 淳

3 委託業務

愛媛県立新居浜病院給食業務

4 委託業務場所

愛媛県立新居浜病院（新居浜市本郷3丁目1番1号）

5 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、令和7年3月1日から令和7年3月31日までを引継準備期間とする。

6 委託業務の運営方針

病院における食事の提供は、「治療の一環」であるとともに、入院患者様の「楽しみのひとつ」であることから、特に重要な業務であり、栄養管理のなされた安全で衛生的かつおいしい食事を、経済性に配慮して提供しなければならない。

7 委託業務の内容

- ① 栄養管理業務（個別対応献立作成・食数管理業務）
- ② 調理・調乳作業管理業務
(主食・副食調理・調乳全般及び配膳・下膳・洗浄・配茶業務)
- ③ 材料管理業務
- ④ 施設等管理業務
- ⑤ 業務管理業務
- ⑥ 衛生管理業務
- ⑦ 労働安全管理業務
- ⑧ 研修に関する業務
- ⑨ その他、上記に付帯する必要な事項

8 委託業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により行う。

9 委託料上限額

- (1) 月間管理運営費：5,500,000 円（税抜き）
- (2) 材料費/一食：330 円（税抜き）
- (3) 本業務は、令和7年度当初予算の成立を前提に事業化されるものです。予算成立後の円滑な事業スタートのため、予算成立前に公募を行っております。

10 応募事業者の資格要件

- (1) 応募する事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - ア 「製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱」第3条による愛媛県の入札参加資格を得ていること。ただし、入札参加資格のない者は、提案書等の提出期限までに資格を取得すること。
 - イ 四国内の150床以上の病院で、特別食を含む患者給食業務の全面委託（献立作成、食材の発注、調理加工、調乳、盛り付け、配膳、下膳、食器洗浄等）の受託実績を有するものであること。
 - ウ 基幹営業所を中国・四国内に有すること。
 - エ 財団法人医療関連サービスマーク振興会による患者給食業務に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者。または、医療法第15条の2の業務委託基準に適合する者であることを証明した者。
 - オ 社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者。
- (2) 審査結果の通知日までの期間に上記(1)のいずれかの条件を欠くようになったときは、失格とする。

11 実施要領の配布

愛媛県及び愛媛県立新居浜病院のホームページに掲載するとともに、愛媛県立新居浜病院及び愛媛県公営企業管理局県立病院課で配布する。
ただし、18に記載している添付書類については、配布のみとする。

12 参加意思表明書の提出

- (1) 提出書類
別添「参加意思表明書」により提出すること。なお、参加意思表明書の提出がない者は、提案書の提出ができないものとする。
- (2) 提出期限

令和6年12月13日（金）午後5時15分まで
郵送の場合は、提出期限までに愛媛県立新居浜病院事務局に到着したものに限る。
持参の場合の受付時間は土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (3) 提出先

愛媛県立新居浜病院事務局医事課
〒792-0042 愛媛県新居浜市本郷3丁目1番1号

電話：0897-43-6161（内線 1280）

担当：調達係長 瀧本 伸生

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

12 給食業務説明会及び現場視察

参加意思表明書提出者を対象に、給食業務説明会及び給食施設等の現場視察を行う。

実施日は令和 6 年 12 月 19 日（木）とし、詳細は別途連絡する。

13 提案書等の提出

(1) 提出書類

様式 1～3 により提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 1 月 10 日（金）午後 5 時 15 分まで

郵送の場合は提出期限までに愛媛県立新居浜病院事務局に到着したものに限る。また、持参の場合の受付時間は土、日、祝日を除く、午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は認めない。

(3) 提出先

上記 11 の（3）と同じ

(4) 提出部数

2 部（正本 1 部、副本 1 部：A4 版を基本とする。）

(5) 提出方法

上記 11 の（4）と同じ

(6) その他

①このプロポーザルへの応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。

②提出された書類等は、法令に定める場合を除き、このプロポーザルの目的以外では提出者に無断で使用しない。

③提出された書類等は、返却しない。

14 選考審査会の設置及び審査の視点

提案書等の審査に際しては、客観性かつ透明性を確保するため、「愛媛県立新居浜病院給食業務受託業者選考審査会」を設置し、点数評価を行う。

また、審査にあたっては、以下の項目に視点を置いて評価する。

評価項目	審査の視点
会社概要	①経営状況及び病院給食業務受託実績

院給食業務に対する取り組み姿勢	①調理システム及び運営方針 ②衛生管理体制 ③給食材料の調達方法 ④患者サービス向上への取り組み	外
業務運営体制	①受託業務責任者の役割等 ②人員配置計画 ③トラブル発生時の対応、報告体制	外
教育及び研修体制	①研修会等への参加、職場研修会等の実施体制	外
緊急時の対応	①食中毒発生時の対処方法 ②自然災害等発生時の対処方法	外
タイムスケジュール	①契約から業務開始までの業務内容とその時期 ②円滑な引継ぎのための引継計画	外
委託料	①財政負担軽減に資する委託料	

15 ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

(1) 場所

愛媛県立新居浜病院

(2) 日時（予定）

令和7年1月23日（木）

※時間は調整のうえ、個別に連絡する。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、文書で通知するとともにホームページにて公表する。

なお、総合評点が2位以下の業者については、点数のみ公表する。

16 契約の締結

審査により、最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

17 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提案書提出期限に遅れた者
- (2) ヒアリング及びプレゼンテーションに遅れた者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者

18 添付書類

資料① 愛媛県立新居浜病院給食業務委託見積仕様書

資料② 献立表（令和6年11月2日～3日の実績）

- 資料③ 愛媛県立新居浜病院約束食事箋栄養基準
- 資料④ 廉房施設配置図・主要機器等一覧表
- 資料⑤ 患者給食数の内訳（令和6年7月、8月、9月の実績）
- 資料⑥ 非常食備蓄一覧表

19 その他

令和4年4月から付き添い食を導入。